

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

酒々井町教育委員会

## 公表日

平成29年4月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
②事務の概要	<p>学校教育法第19条に基づき、生活が困難な要保護者と準要保護者に対して医療に要する費用の援助を行う。</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として整備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> <p>①世帯状況、税情報、生活保護基準額より支給認定            ②認定結果に基づく援助費の支給            ③支給結果報告書の作成</p>
③システムの名称	就学援助システム, 宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 就学援助申請者情報ファイル 2. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一 27</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第23条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二【情報提供】 26, 87            【情報照会】 38</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第24条、第44条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	学校教育課 学校教育班
②所属長	学校教育課長 玉井清人
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	学校教育課 学校教育班 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地 043-496-1171
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	学校教育課 学校教育班 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地 043-496-1171

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

